

令和6年12月6日 開 会
令和6年12月17日 閉 会
令和6年12月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和6年第4回(12月)川南町議会定例会会期表〔12日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	12月6日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	12月7日	土	休 会
第 3 日	12月8日	日	休 会
第 4 日	12月9日	月	議案熟読
第 5 日	12月10日	火	本会議(一般質問)
第 6 日	12月11日	水	
第 7 日	12月12日	木	本会議(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第 8 日	12月13日	金	常任委員会
第 9 日	12月14日	土	休会
第10日	12月15日	日	休会
第11日	12月16日	月	常任委員会
第12日	12月17日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 12月6日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(議案第58号～第66号)	4
議案上程・提案理由説明(議案第67号～第69号)	11
議案上程・提案理由説明(同意第4号 教育長の任命について)	16
請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願・委員会付託	17
散 会	18

第2号（ 12月10日 ）

本日の会議に付した事件	19
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	20
開 議	21
一般質問	21
1内藤 逸子	21
2蓑原 敏朗	35
3児玉 助壽	47
4三原 明美	54
5田中 宏政	68
6河野 禎明	83
7乙津 弘子	87
散 会	97

第3号（ 12月12日 ）

本日の会議に付した事件	98
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	99
開 議	100
議案質疑・委員会付託(議案第58号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第59号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第60号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第61号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第62号)	101
議案質疑・委員会付託(議案第63号)	101
議案質疑・委員会付託(議案第64号)	105
議案質疑・委員会付託(議案第65号)	105
議案質疑・委員会付託(議案第66号)	107
議案質疑・委員会付託(議案第67号)	112
議案質疑・委員会付託(議案第68号)	114
議案質疑・委員会付託(議案第69号)	115
散 会	115

第5号（ 12月17日 ）

本日の会議に付した事件	116
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	117
開 議	118
委員長報告・討論・採決(議案第58号～第66号)	118
委員長報告・討論・採決(議案第67号～第69号)	128
採決(同意第4号 教育長の任命について)	131
委員長報告・討論・採決(請願第2号)	132
議案上程・提案理由説明・採決(発議第10号)	134
議員派遣の件	135
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	135
閉会中における資格審査特別委員会活動の件について	135
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	135
閉 会	135

川南町告示第189号

令和6年第4回(12月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月2日

川南町長 宮崎 吉敏

- 1 期日 令和6年12月6日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙 津 弘 子	議員	2番	内 藤 逸 子	議員
3番	蓑 原 敏 朗	議員	4番	田 中 宏 政	議員
5番	河 野 禎 明	議員	6番	児 玉 助 壽	議員
7番	中 村 昭 人	議員	8番	米 田 正 直	議員
9番	中 瀬 修	議員	10番	小 嶋 貴 子	議員
11番	三 原 明 美	議員	12番	徳 弘 美 津 子	議員
13番	河 野 浩 一	議員			

○ 不応招議員(なし)

令和6年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和6年12月6日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年12月6日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(乙津 弘子・内藤 逸子) |
| 日程第4 | 議案第58号 財産の取得について(追認) |
| 日程第5 | 議案第59号 財産の取得について(追認) |
| 日程第6 | 議案第60号 財産の取得について(追認) |
| 日程第7 | 議案第61号 財産の取得について(追認) |
| 日程第8 | 議案第62号 訴えの提起について |
| 日程第9 | 議案第63号 川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて |
| 日程第10 | 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第11 | 議案第65号 川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第66号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第67号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第11号) |
| 日程第14 | 議案第68号 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第69号 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 同意第4号 教育長の任命について |
| 日程第17 | 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願 |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

ただいまから令和6年第4回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ここで町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（宮崎 吉敏君） おはようございます。

令和6年12月3日の早朝に高病原性鳥インフルエンザであると国に判定されました、本町発生農場の鶏約3万4500羽の殺処分及び埋却を同日、午後8時までに完了いたしました。

また、翌日4日の午前9時から午後2時までの鶏舎の清掃消毒を終了し、防疫処置が完了しました。

今後、異常がなければ発生農場周辺3から10キロの搬出制限区域108農場、飼育約387万1000羽は15日、3キロ以内の移動制限区域6農場、飼育約18万8000羽は26日に解除されます。

なお、いずれも解除とともに、今年10月末に国が新たに設定した監視強化区域に移行することとなり、県の監視下に置かれ、最短で来年1月2日に解除される見通しでございます。

本町としましては、町内での2例目を発生させない体制作りを確認しつつ、引き続き、蔓延を防ぐという基本に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

日程第1「諸般の報告」は特にありません。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から17日までの12日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員」の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって乙津弘子議員及び内藤逸子議員を指名します。

日程第4「議案第58号財産の取得について（追認）」、日程第5「議案第59号財産の取得

について（追認）」、日程第6「議案第60号財産の取得について（追認）」、日程第7「議案第61号財産の取得について（追認）」、日程第8「議案第62号訴えの提起について」、日程第9「議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて」、日程第10「議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、日程第11「議案第65号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について」、日程第12「議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」、以上9議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本9議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第58号から議案第66号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第58号から議案第61号の議案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年川南町条例第16号）第3条の規定により、議会の議決を経て取得しなければならない財産の取得であったにもかかわらず、議会の議決を経ずに取得した財産につき議会の追認の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号は、伊倉サーフィンセンターを含む伊倉浜自然公園再整備の検討を進める中で、土地の所有者について調査をしたところ、伊倉浜の一部で既に閉鎖された法人名義の民有地が含まれることがわかりました。

このような閉鎖された法人の所有地につきましては、売買によって土地の取得を行うことができないことに加え、当該不動産について長年、本町が維持管理を行ってきたという事実を踏まえ、時効取得という手段を用いた不動産取得を目指しております。

また、当該時効取得を行う手続は、地方自治法第96条第1項第12号で定める訴えの提起に該当することから、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第63号は、川南町内で生産される農林水産物等の消費拡大の推進に関する基本理念を定め、町の責務並びに生産者、事業者及び町民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって川南町産農林水産物等の消費拡大の推進に資することを目的として条例を定めるものです。

現在、長期化と終わりが見通せないウクライナ危機や、歴史的な円安等に伴う物価高騰は、本町の基幹産業であります農林水産業を含むほぼ全ての産業において大きなダメージを与え続けている状況下にあります。

加えて、生産資材等の上昇に伴う生産コストの高止まり状態にも関わらず、農林水産物等の取引価格に生産コストを直接上乘せし難い、流通・経済の大きな課題も、全体としては解消されないままです。

このような厳しい状況が長期間にわたり続いている中において、町は冒頭にて、本条例の設置目的の概要を述べましたが、単に条例を制定するだけではなく、地域経済の具体的活性化に繋げていきたいと思っています。

また、農林水産物のポテンシャルですが、農業産出額でその7割を占める畜産業をはじめ、野菜や果物に代表される園芸作物も市場からの評価が高く、その中には、減農薬や有機栽培に長年取り組まれながら、海外への輸出展開を行っている生産者も複数存在しております。

さらに、水産業におきましては、近海での一本釣りと呼ばれる漁法があり、その特徴が、釣る際に撒き餌を一切行わないことでもあります。

通浜地区に古くから今もなお続くこの伝統的な釣り方は、現代風に申し上げれば、環境に配慮したSDGSな、他に誇る伝統漁法だと考えます。

このような素晴らしい本町の農林水産物等を町全体で支え、持続可能な産業として未来に引き継ぐためにも、本条例を定めるものです。

次に、議案第64号は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和7年6月1日から施行されることに伴い、町の条例の規定中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、関係条例の一部を改正するものです。

次に、議案第65号は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い改正するもので、子どもの貧困率が高い水準である状況下において、地方公共団体は、国と協力しつつ、地域の状況に応じた政策を実施する責務があるとされています。

そのため、本町の子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進する川南町子ども・子育て審議会の組織強化を図るため、委員定数を増やし、子どもの貧困の解消に対する視点を加えることで、支援の充実に資することを目的として見直しを行うものです。

次に、議案第66号は、川南町地域活性化拠点施設における指定管理期間（5年間）が今年度末で到来することから、令和7年度から5年間、川南まちづくり株式会社を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和6年第3回川南町議会定例会と同じく、議会の議決を求めるものです。

以上9議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 暫時休憩します。

午前9時16分休憩

.....

午前9時17分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

○町長（宮崎 吉敏君） 先ほど議案第63号について提案理由を申し上げましたが、言葉等の間違い等がありましたので、改めて御説明申し上げます。

議案第63号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、川南町内で生産される農林水産物等の消費拡大の推進に関する基本理念を定め、町の責務並びに生産者、事業者及び町民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって川南町産農林水産物等の消費拡大の推進に資することを目的として条例を定めるものです。

現在、長期化と終わりが見通せないウクライナ危機や歴史的な円安等に伴う物価高騰は、本町の基幹産業であります農林水産業を含むほぼ全ての産業において大きなダメージを与え続けている状況下にあります。

加えて、生産資材等の上昇に伴う生産コストの高止まり状態にも関わらず、農林水産物等の取引価格に生産コストを直接上乘せし難い、流通・経済の大きな課題も、全体としては解消されないままです。

このような厳しい状況が長期間にわたり続いている中において町は、冒頭にて本条例の設置目的の概要を述べましたが、単に条例を制定するだけではなく、地域経済の具体的な活性化に繋げていきたいと思っております。

また、農林水産物等の、先ほどポテンシャルと言いましたが、潜在能力ですが、農業産出額でその7割を占める畜産業をはじめ、野菜や果物に代表される園芸作物も市場からの評価が高く、その中には、減農薬や有機栽培に長年取り組まれながら、海外への輸出展開を行っている生産者も複数存在しております。

さらに本水産業におきましては、近海での一本釣と呼ばれる漁法があり、ここでSDGsということをおっしゃいましたがそれは割愛します、近海での一本釣と呼ばれる漁法があり、その特徴が釣る際に撒き餌を一切行わないことであります。

通浜地区に古くから今もなお続くこの伝統的な釣り方は、環境に配慮した他に誇る伝統漁法だと考えます。

このような素晴らしい本町の農林水産物等を町全体で支え、持続可能な産業として未来に引き継ぐためにも、本条例を定めるものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○財政課長（川崎 紀朗君） 議案第58号から議案第61号につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回このような事態となった経緯につきましては、本年10月において来年度に必要な教師

用教科書等における予算措置を検討するために、今年度購入した教師用教科書等について調べたところ、議会の議決を経ずに取得していたことに気づきました。

そのため、財務会計システムで確認できた平成28年度までを調査したところ、令和6年度に2件、令和4年度に1件、令和2年度に1件の合計で4件の議決を経ずに財産を取得していたものが見つかりました。

行政実例によると、この4件の財産の取得については、議決を経ていない財産の取得であり無効であります。

ただし、財産の取得と支払い行為は既に完了してしまっており、また財産購入の相手方には何ら瑕疵がないことから、この財産の取得を有効なものとするため、この4件の財産の取得の追認議案を提案し、議決を求めるものでございます。

今後このようなことがないようにチェック体制を強化するとともに、予算執行の文書様式に議決が必要かどうかのチェック欄を追加する等の対策を行い、再発防止に努めてまいります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第66号につきまして、その補足説明を申し上げます。

はじめに、前回の川南町議会9月定例会の最終日において、内藤議員から「川南まちづくり株式会社は管理運営の責任者であるが、5年前から規約どおりに運営されていないので反対する」旨の反対討論がありました。

議員が御指摘のとおり、前回9月議会定例会最終日時点におきましては、町と同社が約4年半前に取り交わした協定内容の一部でありますレストラン施設の開館時間が施設の供用開始以来、不完全な状態が続いておりました。

このようなことから町は9月議会の会期中でありました9月18日、同社に対して、「川南町地域活性化拠点施設の管理運営に関する基本協定書」第24条第1項の規定に基づき、「施設の開館時間について、基本協定書第10条第1項の規定とおりの運営とすること」との改善指導を、文書にて行いました。

その結果、同社は同日、「川南町地域活性化拠点施設の開館時間につきましては、令和7年3月31日までに基本協定書第10条第1項の規定とおりに運営いたします」との回答を文書にて提出してきたため、その結果を翌日開催されました文教産業常任委員会にて説明したことは御存知のとおりかと存じます。

このような町による改善指導に対して、同社は年度末までに改善すると明記した改善期日を前倒しし、先月11月1日から協定書どおり、つまり午前8時から午後7時までの体制が整い、運営しております。

次に、田中議員から「川南町の公の施設に関わる指定管理の指定手続等に関する条例第

2条により、公の施設に関わる指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならないとされています。原則として公募しなければならないわけです。公募すべきではないでしょうか。また、ただし第5条に規定する要件に該当するとき、特に緊急を要するため、公募の手続を行う時間的余裕がないことが明らかであるとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があると町長等が認めるときはこの限りではないとされています。しかし町長がこの指定を受けようとする川南町まちづくり株式会社の前代表取締役でありました。そうすると、合理的な理由でなく、何かしらの力、権力が働いたのではないかという疑義が生まれるのが当然だと考えられます。町長がこの川南まちづくり株式会社の前代表取締役であるのであれば、公募をしないという選択をせず、しっかりと公募して疑義を払拭していただきたいと思います」との反対討論がありました。

しかしそのような疑念を持たれるような事実は一切なく、私達職員は全体の奉仕者として信念を持って職務の遂行にあたっております。

そこで、それを証明するため、前回の議会に議案上程した経緯を申し上げます。

前回上程しました指定管理者の件につきましては、まず、本年度がスタートしたばかりの4月3日午前11時25分頃から副町長室において、前副町長から前町長の方針として私に対し、「川南まちづくり株式会社とは再契約しない」「町長は再契約しない、と言った」と告げられました。

しかしながら、特定の事業者を排除することを前提として公募を行うことは、公平性、公正性に欠けるものであり、法に抵触する恐れもあることから、全体の奉仕者である職員としては受け入れがたいものでありました。

このような発言を受け、私達職員は、議員の皆様方に対して行った9月議会の提案理由、補足説明及び議案質疑並びに文教産業常任委員会における質疑において説明したような事実や合理的な理由等を整理した上で、川南まちづくり株式会社を指定管理者として指定することについて、つまり「川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条第1項に基づく指定手続について、前町長及び前副町長にも御理解いただけるようにと「再契約しない」と告げられたその日から適正な選定に向けた準備を進めていたところです。

しかし、実際には前町長及び前副町長ともに7月に職を辞され、翌8月に町長選挙が実施され、宮崎町長が当選されました。

このような時の変遷を経て、9月議会に議案を上程しましたが、御存知のとおり当該議案は、議長裁決により否決されました。

繰り返しますが、前回の議案上程において、宮崎町長の権力が働いたというような事実は一切なく、逆に全体の奉仕者として信念を持って職務の遂行に当たった結果、地域活性化拠点施設PLATZ（ぷらっつ）の指定管理の議案を9月議会に提案することを、私達職員が起案し、就任して間もない宮崎町長に承諾していただいたというのが一連の流れであります。

す。

なお、説明の冒頭に申し上げました4月3日の前副町長との会話記録は、音声データにて保存しております。

次に乙津議員から、同じ9月議会の最終日において、「7億円で整備した町の財産の管理者として出資金600万円が過少資本であり、経営破綻に陥る可能性があるから反対する」旨の討論がありましたが、川南まちづくり株式会社から提出された令和5年度決算報告によると、資本すなわち純資産は8329万5489円となっています。令和4年度決算報告においては、5631万9909円、令和3年度決算報告においては、2737万9798円でしたので、600万円という資本金を元手に事業年度が積み重なるごとに資本が順調に増加しております。

また、経営破綻に陥る可能性については、9月議会本会議の議案質疑の中でも説明申し上げました、当座比率等の財務安全性の分析を判断材料としますので、議員がおっしゃられた資本金は資産のほんの一部でしかなく、資本金が600万円であることは、財務安全性との因果関係は存在しないと考えます。よって、「過少資本であり、経営破綻に陥る可能性がある」という反対討論は失当と言わざるを得ないと判断します。

他方、乙津議員も当然御承知のとおり、本町と株式会社図書館流通センターとの間で係争中であります川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者は現在、法人格を有しない組織、つまり出資金や資本金が存在しない資本金0円の任意団体です。

一方、令和5年度まで川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者でありました株式会社図書館流通センターの資本金は2億6605万円であります。

乙津議員が9月議会の最終日に反対された論理であれば、平成11年の供用開始時点で約24億円を投じた町の財産である川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者こそ、資本金の額が大きなものでなければならなかったのではないのでしょうか。以上、前回出されました主な反対理由に対して、この間に改善された点等について説明を申し上げます。

そして、その上で改めまして、川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらないものとして「町が出資している法人又は公共団体等（地方自治法第96条第1項第14号に規定する公共的団体をいう）に限るものとする」という規定に基づき、川南まちづくり株式会社を指定管理者の候補者として選定します。

なお、選定に至る理由ですが、①問題点であったレストラン施設の開館時間が、基本協定書第10条第1項の規定どおりとなり、全ての施設の開館時間が協定書どおりに整ったこと、②川南まちづくり株式会社は、川南町地域活性化拠点施設の設置目的を達成するための管理運営の実施を目指し、本町、川南町商工会、宮崎県農業協同組合尾鈴地区本部（旧尾鈴農業協同組合）、川南町漁業協同組合及び一般社団法人川南町観光協会の発起により設立された法人であることとともに、本町は同社に対する出資者としての責任と権利を有していること、③令和2年4月19日のオープン以来、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すべく

管理運営されており、過度の利益追求によるサービス・品質の低下や公共性の欠如に陥ることなく、着実に実績を伸ばしていること、④施設に対する理解、関係団体との連携、安定した管理運営がなされており、現状として、施設設置の目的達成のために他団体を指定管理に選定する必要性がないこと、⑤川南まちづくり株式会社以上に、町内主要団体の理解を得ながら公共性を保ち、安定した管理運営できる他の団体が本町に現存しないこと、以上、5つの合理的な理由を有するからであります。

また、②で述べました責任ですが、法的な責任を意味しているのではなく、本町の公の施設「地域活性化拠点施設」を運営するために、町内の関係団体とともに、本町も発起人となり出資した行為、つまり公金を投入して川南まちづくり株式会社を設立したことに対する道義的な責任を町は有しております。

加えて、同社を指定しないことにより、会社の存続が危ぶまれることが、町を含めた出資者やそこで働く社員等に損害を与えることを回避する責任も同時に述べたものであります。

次に権利についてですが、株主が持つ一般的な権利であります自益権と共益権を述べたものであります。

最後に、本町は独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構より、令和11年3月31日までの期間、高速道路と本町公の施設の連結許可をいただいている極めて重大な立場であることから、その義務と責任を引き続き果たし続けるためにも、川南まちづくり株式会社を指定管理者の候補者として選定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第13「議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）」、日程第14「議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第15「議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第67号から議案第69号までにつきまして、その提案理由を説明申し上げます。

議案第67号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1874万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億5615万2000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

分担金及び負担金は330万円の増額で、農林水産業施設災害復旧費分担金であります。

国庫支出金は45万5000円の増額で、国民健康保険基盤安定負担金であります。

県支出金は1938万6000円の増額で、農林水産業施設災害復旧費補助金が主なものであります。

す。

寄附金は15億円の増額で、ふるさと納税であります。

繰入金は7373万5000円の増額で、財政調整基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金であります。

諸収入は326万6000円の増額で、障害者自立支援給付費過年度精算金及び地域防災組織育成助成事業であります。

町債は1860万の増額で、農林水産業施設災害復旧債が主なものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は15億339万1000円の増額で、ふるさと納税展開事業が主なものであります。

民生費は3599万5000円の増額で、令和5年度児童福祉関連事業国県交付金の返還金が主なものであります。

衛生費は1624万円の増額で、令和5年度保健衛生関連事業国県負担金及び補助金の返還金が主なものであります。

農林水産業費は742万8000円の増額で、県営平下地区負担金及び農村センター鋼板屋根改修設計委託料が主なものであります。

商工費は655万9000円の増額で、令和3年度感染症対策休業要請等協力金事業県補助金の返還金であります。

土木費は635万3000円の増額で、都市公園管理用ラジコン草刈機購入であります。

消防費は45万9000円の増額で、防災用町図作成業務委託料であります。

教育費は775万1000円の増額で、学校給食費特別対策事業支援金及び文化ホール外壁防水工事が主なものであります。

災害復旧費は3456万6000円の増額で、農業用施設及び農地災害復旧工事であります。

第2表繰越明許費は、川南町文化ホール図書館複合施設エレベーター更新工事6426万7000円で、今年度内に予算執行を完了することが困難なため計上しました。

第3表債務負担行為補正は、地理情報システム保守管理業務委託347万9000円、戸籍振り仮名の法改正に伴う業務委託419万6000円、防災重点ため池地震・豪雨耐性評価業務委託2400万円、並びに小中学校教師用教科書、指導書及び指導用準拠教材購入1590万円とそれぞれ限度額を定め追加し、令和6年度寄附分のふるさと納税品特産品発送事業3億3000万円と限度額を変更するものでございます。

第4表地方債補正は、農林水産業施設災害復旧債1220万円と限度額を定め追加し、農業債の県営事業負担金6700万円及び教育債の長寿命化における公共施設等適正管理推進事業1億3120万円とそれぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第68号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7124万円とするものでございます。

歳入については、一般会計繰入金413万9000円の増額、歳出については、基金積立金478万7000円の増額が主なもので、国及び県からの保険基盤安定負担金の確定によるものです。

次に、議案第69号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6401万6000円とするものでございます。

歳入については、繰入金508万円の減額、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金379万円の減額が主なもので、後期高齢者医療保険料と県からの保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものです。

以上3議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○会計課長（山本 博君） 議案第67号会計課関連につきまして補足説明を申し上げます。7ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正、2変更のふるさと納税特産品発送事業令和6年度寄附分で限度額3億3000万円を設定しています。

令和6年度に寄附をしていただいた返礼品の発送が令和7年度になることが想定されるため、寄附額の増加に伴い限度額の変更を行うものです。

16、17ページをお願いします。

歳入になります。

17款1項1目特定寄附金1節ふるさと納税で15億円の予算を計上しています。

今年度も寄附額が好調であることから、年度末の見込みを50億円とするものです。

20、21ページをお願いします。

歳出になります。

2款1項6目企画費ふるさと納税展開事業で15億円の予算を計上しています。

ふるさと納税寄附金額が増加することに伴い、返礼品等に必要な経費として1節の報酬から13節使用料及び賃借料までで6億896万3000円、24節積立金でふるさと振興基金に8億9103万7000円を積み立てるものです。

以上で会計課関連の補足説明を終わります。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 議案第67号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の戸籍振り仮名の法改正に伴う業務委託419万6000円は、通知書作成業務委託269万6000円と戸籍端末増設業務委託150万円によるものです。

いずれも改正戸籍法の施行期日である令和7年5月26日に間に合わせるために計上したものです。

20から21ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬28万円と8節旅費9,000円は、会計年度任用職員1名増員による2カ月分の報酬と通勤手当です。

22から23ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金413万9000円の増額及び3款1項6目後期高齢者医療費の27節繰出金508万円の減額は、国及び県からの保険基盤安定負担金額の確定によるものです。

24から25ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費の22節償還金、利子及び割引料の1624万円は、令和5年度の9事業の精算による返還金で、主なものは、新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金の875万3000円です。

以上で町民健康課関連の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第67号の農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正、防災重点ため池地震・豪雨耐性評価業務委託2400万円は、令和4年度に実施した防災重点農業用ため池10カ所の劣化状況評価に基づき、地震・豪雨耐性評価を行い今後の防災工事の基礎資料として調査するものであります。

今回の調査ため池は、須田久保ため池と沓袋ため池の2カ所であります。

財源は、100%国費において補助されます。

24から25ページをお願いいたします。

6款1項11目県営土地改良事業費18節負担金補助及び交付金420万円は、現在事業継続中であり県営農地保全整備事業平下地区の追加事業が国に認められたための町負担分の計上であります。

30から31ページをお願いいたします。

11款1項1目農業災害復旧費3456万6000円は、令和6年8月29日宮崎県に最接近した台風10号及び同年10月22日宮崎県を中心に発生した集中豪雨の影響により被災した農業災害復旧に関するものであります。

主な内容につきましては、農業用施設災害復旧工事として、二級河川名貫川に増設されている柵屋頭首工及び川南原土地改良区幹線用水路の災害復旧工事費補助事業分が2600万円と単独事業分が500万円であります。

また、農地災害復旧工事として登り口地区の農地法面災害復旧工事費が350万円であります。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第67号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

24、25ページをお願いします。

6款3項1目18節負担金補助及び交付金、種子島周辺漁業対策事業補助金53万2000円は、川南町漁業協同組合が所有する浄化施設の改修工事の事業費が資材高騰の影響により、当初の見積額に対して増加するため、当該増加分の7割相当額を県の支援を受け、補助するものです。

26、27ページをお願いします。

7款1項1目22節償還金、利子及び割引料、県支出金返還金655万9000円は、令和3年度に町内の飲食店に対して交付しました川南町新型コロナウイルス感染症対策第6波に伴う時短営業協力金の一部を宮崎県に対して返還するものです。

具体的な返還の経緯等ですが、当該休業要請等協力金事業の実施にあたって県は、令和3年度内であります令和4年3月31日までに支給事務が終了した経費を対象に、補助金を交付することとしておりましたが、町はその対象期間を誤認したまま、令和4年4月1日以降にも10事業者に対して協力金を交付しておりました。

その後、この交付金を行ったままの状況で令和5年12月に実施された国の会計検査時に、前述しました対象期間外における協力金支給の指摘がありました。

この指摘を受け、その翌月であります令和6年1月25日に県福祉保健課と町産業推進課で協議を行いましたところ、当初県は令和5年度内の返還を求めるとしておりましたが、同月の31日に電話連絡にて会計検査院からの報告以降、つまり令和6年度内に返還手続を行う旨の伝達があったところです。

なお、先月であります11月6日に公表された会計検査報告には、当該協力金の返還についての指摘記載はありませんでしたが、令和6年11月12日に県担当者よりメールにて連絡があり、検査時に指摘されていることから、宮崎県として返還手続を進めるとの連絡がありましたので、今回補正予算にて対応するものです。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○教育課長（三好 益夫君） 議案第67号の教育課関係につきましてその補足説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、川南町文化ホール図書館複合施設エレベーター更新工事6426万7000円は更新工事を行うことができる業者が、現在他の現場で工事を請け負っており、本年度中に工事への対応ができないため、繰越明許を行うものです。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正、小中学校教師用教科書、指導書及び指導準拠教材購入1590万円

は、令和7年度に購入を予定しております教師用教科書等について、債務負担行為を行った上で、入札及び仮契約を行い、町議会3月定例会にて財産の取得について議決をいただいた後に、令和7年4月に納品を行う見込みであります。

小中学校の授業に支障がないよう、4月に納品ができるよう準備を進める予定としております。

26、27ページをお願いします。

8款3項3目都市公園費管理用ラジコン草刈機635万3000円は、事務の補助執行を行う川南町運動公園及び高森近隣公園の管理を行うため、導入を行うものです。

両公園には法面が多くあり、人力による作業に限界があり、また、作業の安全面も懸念されております。今回のタイミングでの導入は、3月に納品後、操作の訓練を行い春からの草刈り作業に対応するものです。

28、29ページをお願いします。

10款2項小学校費1目学校管理費、学校給食特別対策事業支援金181万円及び10款3項中学校費1目学校管理費、学校給食特別対策事業支援金67万2000円は、無償化を行っている給食費がお米等の値段が上がったため、月額500円で値上げが必要となり予算不足となるため、追加して学校給食会への補助を行うものです。

10款4項社会教育費2目文化施設費、文化ホール外壁防水工事400万円は、10月22日の大雨の影響で、事務室及び読み聞かせ室の天井が雨漏りの影響で崩落したためこれを修繕するものです。

現在発注中の防水工事に追加して防水工事を行い、天井の復旧まで行うものです。

以上で教育課関係の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午前10時07分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第16「同意第4号教育長の任命について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 同意第4号につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

この同意案は、平野博康氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平野氏は川南町出身で、川南町立川南小学校、唐瀬原中学校、宮崎県立高鍋高校と進学し、昭和60年3月に熊本大学教育学部を卒業後、4月より都城市立五十市小学校を皮切りに、多くの小学校で教鞭をとられました。

平成23年4月からは、西都市立茶臼原小学校にて教頭に、平成26年4月からは、門川町立門川小学校にて校長へ就任されました。

平野氏は県教育庁東臼杵教育事務所、学校政策課及び教職員課や県教育研修センターでの勤務経験もあり、幅広く教育行政にも精通されています。

また令和3年4月からは、川南町立通山小学校校長として地元川南町で地域と結びつきを持った学校経営を实践され、通山小学校を最後に退職されました。

人格、識見ともに優れており、教育長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第17「請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願について」を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（谷 講平君） それでは朗読いたします。

「加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願書」

紹介議員、米田正直、紹介議員、三原明美。

1、請願の要旨、加齢による難聴者への補聴器購入費の助成をお願いします。

2、請願の理由、加齢による難聴者は、補聴器を購入する場合、全額自己負担となり、自分に合った補聴器が購入しづらい実態があります。人との会話が億劫になり、結果的に引きこもりを助長することになりかねません。健康で楽しく人生を送るためにも、人との会話が大事です。是非、補聴器購入費の助成をお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。

令和6年12月2日、全日本年金者組合宮崎中央支部、住所宮崎県児湯郡川南町川南23749-4、氏名、内倉正義、川南町議会議長、河野浩一殿。

以上で朗読を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で朗読を終わります。

本請願の取り扱いについては、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れ様でした。

午前10時22分散会
